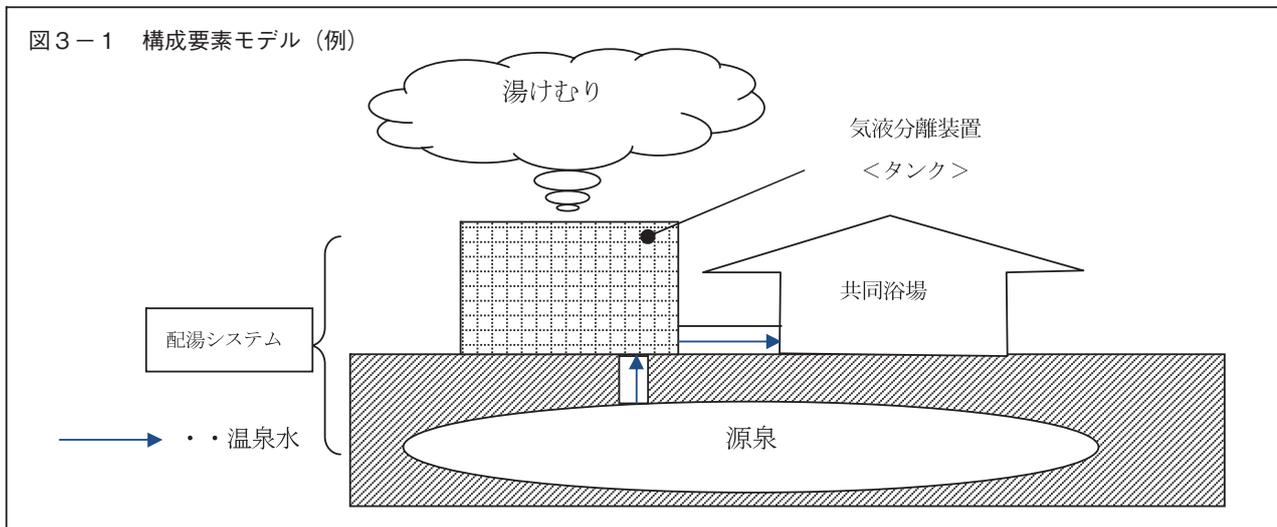


## **第3章 文化的景観の保存に関する基本方針**

## 第1節 保存管理の基本方針

別府の文化的景観を象徴する湯けむりは、地下の温泉資源を観光業などに活用するため人為的に掘削された結果、噴出する数と高さを増している。湯けむりそのものは噴気が空気中で凝結して見える自然現象であり、気象条件によって見え方が異なるなど、それ自体に関しては文化財保護法、大分県文化財保護条例並びに別府市文化財保護条例による保存対象とはなりにくい。第2部の調査報告を踏まえると、源泉というベースとなる資源から、人間の行為により生み出されたソフトとして捉える必要がある（図3-1参照）、ソフトである湯けむりを残すためにはベースとしての源泉を保護するといった形で保存管理の目的を果たすことができると考えられる。

したがって、調査により価値が明らかとなった文化的景観の重要な構成要素については、モノとして実体のある要素を保存対象とし、慣習や技術等、人間の行為により生み出された要素については、モノとしての構成要素を保存する結果、付随する形で保存可能な場合は保存を図り、それが最終的に生活・生業に関わる社会的な場所性や一体性の価値を持つ文化的景観保存につながるよう努める。



### ○自然的観点

別府の地形はほぼ南北に連なる第四紀火山群の東側前面に火山麓扇状地が広がり、別府湾に面している。山林によって地下に涵養された天水がマグマから熱と物質を供給されて火山性温泉を形成し、大半が掘削によって採取された結果、地域の生活や観光業などに用いられており、それに伴う湯けむりを各所で目にする事ができる。

保存管理に当たっては、自然環境が文化的景観形成の根本的な要因となっていることを踏まえ、選定範囲内の地上で景観構成要素となるスダジイ群落などの在来植生を中心に保護するとともに、範囲外で借景となる山林などの自然環境も森林法に基づく規制を準用して保護することにより、結果として地下にある源泉保護にもつながるよう努める。

### ○歴史的観点

歴史的観点から見ると、温泉に関して『豊後国風土記』や江戸時代の『豊国紀行』などの文献資料に記述されており、温泉の治療効果から神仏の信仰などと結びつく中で湯治場として成立してきた。近代になって港湾整備や観光事業の発展に伴う入湯客増加に応じて、温泉などの掘削が急速に増えた結果、開発が急速に進んで日本有数の温泉観光都市を形成している。それにより、温泉遺構などの古い要素と、古い要素の跡に作られた旅館などの新しい要素が、都市空間の中で混在する状況を作り出している。

保存管理に当たっては、現時点で残っている古い伝統的な要素の保全による継承ができるように努め、古い要素と新しい要素が混然一体となる独特な雰囲気を保っていくことを図る。

### ○社会的観点

別府市内各地で湧出する温泉資源を、共同浴場や地獄蒸しなど、日常生活あるいは観光客向けの生業として、様々な方法で利用しているところに別府の社会的な特徴がある。自宅ではなく共同浴場に通う入湯習俗がある一方で、温泉の配湯により、共同浴場のみならず個人宅でも温泉入浴が可能となっている。また、湯治場として客に宿を提供する生業とともに湯治慣行が現在も続く一方で、近代以降に発達した観光総合産業により、時代に合わせた観光客の誘致を図るため営業形態を変えるなどしている旅館もある。

保存管理に当たっては、別府独自の構成要素を使用しつつ後世に継承していけるよう行政と住民が協力する中で、住民の自主性を重視し、必要な場合は行政による指導、助言を行って、生活や生業と景観保全の両立を図る。

### ○資源保全の観点

第2部の概要調査報告より、温泉の掘削等開発行為が温泉資源そのものに影響を与えることが明らかとなった。これを受け、別府市の文化的景観を生み出す大元となる温泉資源を枯渇させずに後世に伝えていけるよう維持しつつ活用するために、温泉法や「大分県温泉法施行条例」（平成11年12月24日大分県条例第43号、最終改正平成20年9月12日大分県条例第42号）に基づいた大分県環境審議会温泉部会の内規により大規模な掘削等を抑えつつ、日常生活において温泉を大切に利用し続けることを心がけることにより、結果として文化的景観の保存にもつながることを目指す。

#### （1）鉄輪温泉地区

鉄輪温泉地区は古くから湯治場として知られ、その後観光総合事業の発達に伴い市街地を形成してきた。その歴史的背景を考慮すると、現在までの景観と文化を形成した最大の要因は、温泉資源を活用した生業とそれに伴う商業活動であると考えられる。現在もそれによる変化を続けており、新しい要素と古い伝統的な要素が混在しつつもそれらが地区として一体となり景観を形成している。保存管理については、所有者の意向を尊重しつつ必要な場合は指導、助言を行い、温泉旅館街としての機能を持続させることにより文化的景観を保存できるよう努める。

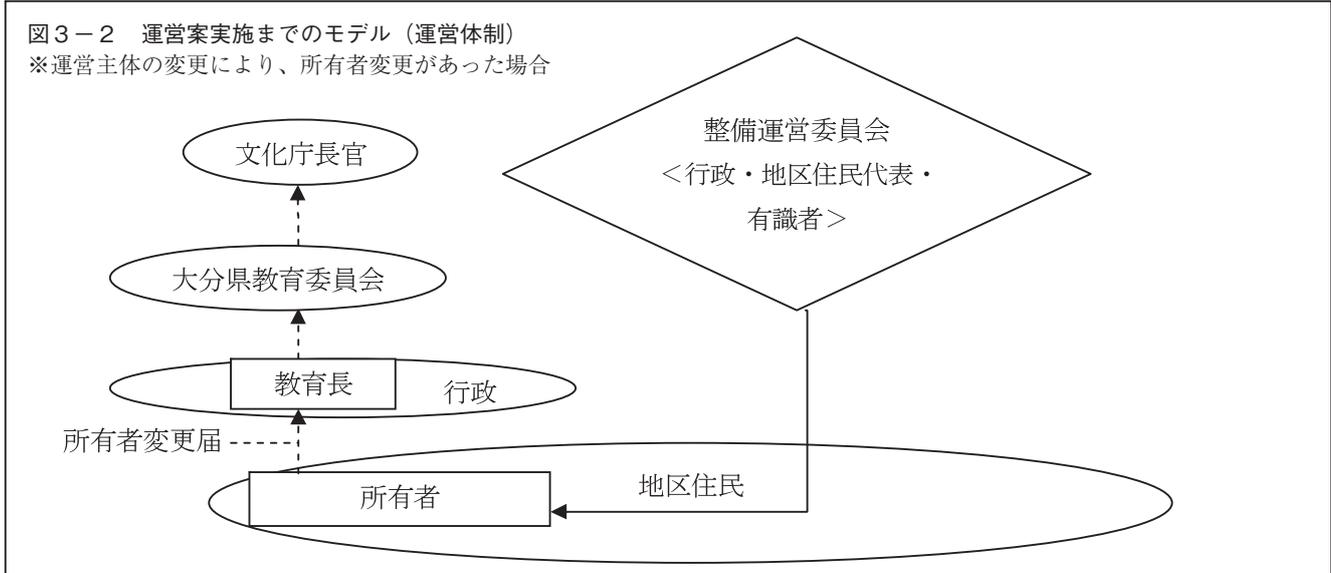
#### （2）明礬温泉地区

明礬温泉地区は湯治場として知られた一方で、大火が起きるなどしたことにより、経済の高度成長期に開発が進まなかった。しかしそれにより、現在では貴重な、自然が多く残る温泉地という位置づけを得ている。また、国の重要無形民俗文化財に指定された「別府明礬温泉の湯の花製造技術」も継承されており、温泉資源を活用した生業とそれに伴う商業活動を行っている。保存管理については、所有者の意向を尊重しつつ必要な場合は指導、助言を行い、自然に近く独特な生業を持つ温泉地としての機能を持続させることにより、文化的景観を保存できるよう努める。

## 第2節 運営体制の基本方針

非営利活動法人や組合などを組織してまちづくりに取り組む地域住民の主体性を重視し、各構成要素の維持は原則として現行の所有者並びに運営管理主体が行い、文化的景観の価値を失わないよう努める。ただし、重要な文化的景観構成要素については、所有者が市外に転居して日常的な運営に支障が出る等の事態に備え、必要に応じて行政、住民、有識者等による整備運営委員会を設けて検討し、構成要素を維持できるよう効果的な対策を図る（図3-2参照）。

図3-2 運営案実施までのモデル（運営体制）  
 ※運営主体の変更により、所有者変更があった場合



### (1) 鉄輪温泉地区

鉄輪温泉地区では、重要な景観構成要素の所有者または運営管理主体から、持続的な運営が困難になった場合の相談を受けた時に限り、自治会などの地域団体と行政が協働して措置を図る。その際、運営主体について整備運営委員会に諮った上で実施し、行政による指導などの支援が、住民の自主性を損なわない必要最小限になるようにする。

### (2) 明礬温泉地区

明礬温泉地区も同様に、重要な景観構成要素の所有者から、持続的な運営が困難になった場合の相談を受けた時に限り、自治会などの地域団体と行政が協働して措置を図る。その際、運営主体について整備運営委員会に諮った上で実施し、行政による指導などの支援が、住民の自主性を損なわない必要最小限になるようにする。

## 第3節 整備活用の基本方針

修景事業など、現状変更を伴う整備については、現行の「別府市景観計画」（以下、景観計画）の方針と地元住民による自主的な活動を踏まえ、原則として住民の生活等に支障が無く現状維持が可能な必要最小限の規模にとどめる。ただし、災害等により大規模な修復が必要になった場合に限り、景観計画の基本方針の一つである「歴史・文化を伝え育む風情ある景観づくり」に沿った、文化的景観にふさわしい形にするかどうかを行政と住民が意見交換することで検討し、文化的景観の保存と地区住民生活の両立を図る。その際、具体的な修復案については行政、住民、有識者等による整備運営委員会を設けて検討する（図3-3参照）。

また、公共工事など広範囲にわたる開発が予定され、選定範囲も含まれて重要な構成要素に影響を与える場合、工事主体となる土木部門などから、事前に計画内容について連絡を取り合う体制を整えるとともに、別府市景観審議会に文化的景観に配慮した案を検討してもらうため、都市計画部門との連携を図る（図3-4参照）。

活用については、外来客等を対象にした住民によるまち歩き事業が自主的に行われていることを踏まえ、文化的景観についても触れてもらうことで周知を図り、別府市が総合事業として進める <sup>オンセン</sup> ONSEN ツーリズムにおいて、来訪客誘致の一環となることを目指す。同時に、地域住民に対しても文化的景観の保存を通じて地域を知るための資源とすることにより、文化財事業に対する理解を深めてもらうことを図る（図3-5参照）。

図3-3 修復案実施までのモデル（整備活用）

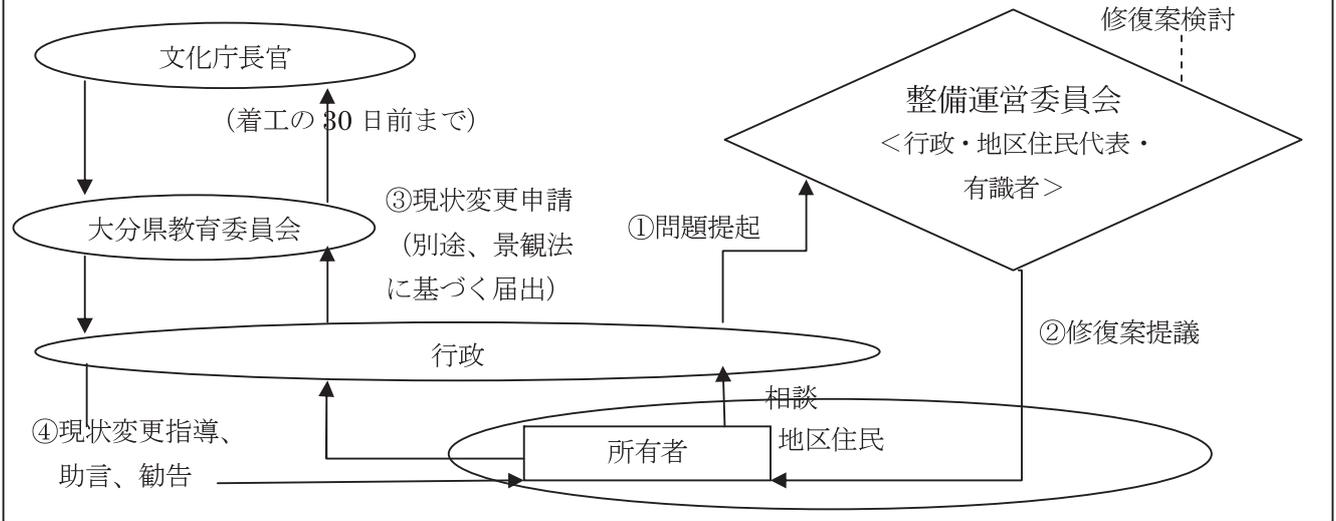
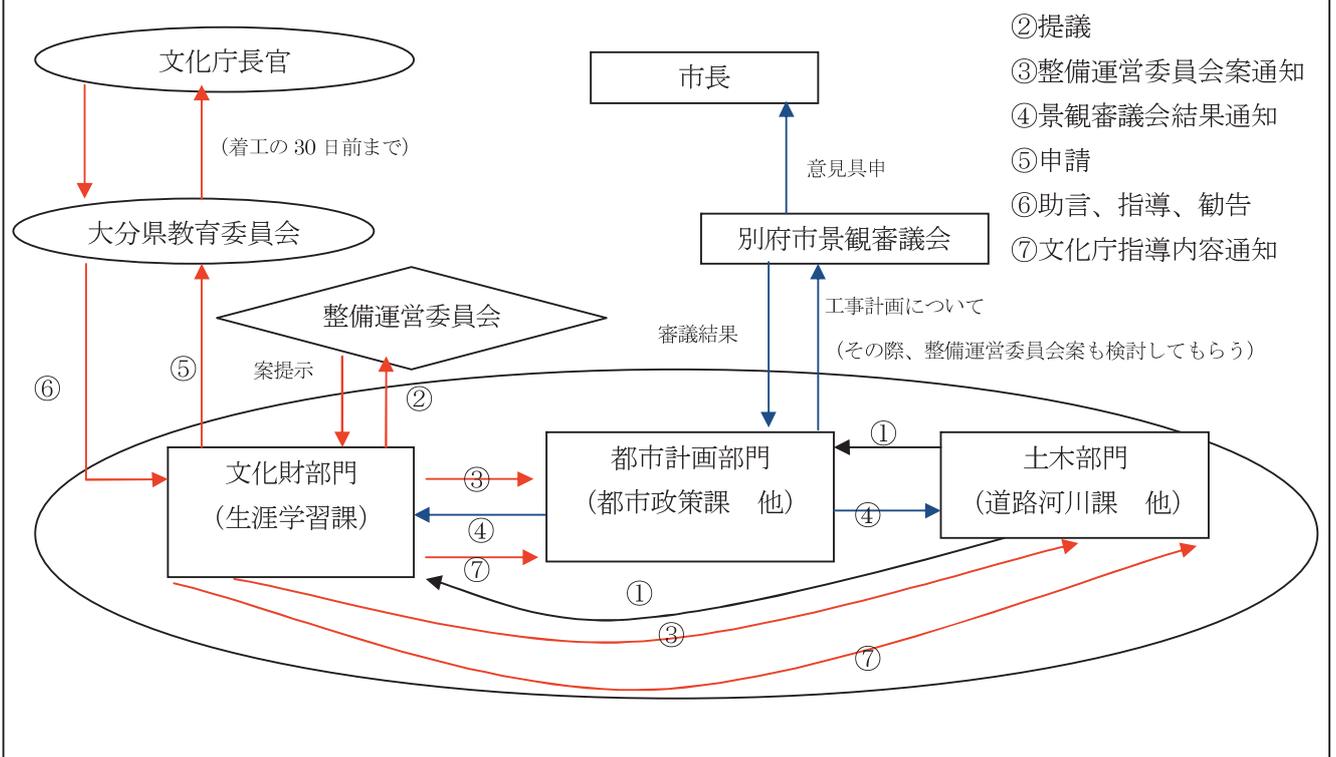


図3-4 公共工事に対応するためのモデル（整備活用）



(1) 鉄輪温泉地区

鉄輪地区では、景観形成重点地区になっていることも含め、現行の「鉄輪温泉地区温泉湯けむり重点景観計画」（以下、重点景観計画）に沿いつつ、景観重要建造物を指定することにより、周囲の建造物等もそれに合わせて修景するように誘導等を図る。現行制度では規制等の対象から外れる温泉遺構についても、標識の設置等による周知や、市の文化財に指定するなどの保護策を行うことで、将来的には文化財として活用できるよう図る。

## (2) 明礬温泉地区

明礬地区では、現行の景観計画を用いつつ将来的に景観形成重点地区になることを見越し、緑地とともに明礬独自の要素が残る形で修景するように図る。現行制度では規制等の対象から外れる温泉遺構についても、標識の設置等による周知や、市の文化財に指定するなどの保護策を行うことで、将来的には文化財として活用できるよう図る。また、湯の花小屋については、国指定重要無形民俗文化財「別府明礬温泉の湯の花製造技術」に欠かせないものとして、現地で文化財に対する理解を得るための活用を図る。

